



事 務 連 絡
平成28年12月1日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第404号）が公布され、適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成28年3月4日事務連絡）を次のように改正したのでお知らせいたします。

記

別表Ⅱに次のように加える。

191 末梢血管用ステントグラフト

① 標準型

B00219101

② 長病変対応型

B00219102

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改 正 後

現 行

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
001～190 (略)	
191 抹消血管用ステントグラフト	
(1) 標準型	B002 191 01
(2) 長病変対応型	B002 191 02

機能区分	機能区分コード
001～190 (略)	
(新設)	